

令和5年8月10日

各 位

会 社 名 株式会社ファルコホールディングス 代表者名 代表取締役社長執行役員 安田 忠史 (コード番号:4671 東証プライム) 問合せ先 執行役員経営企画室長 黒田 修平 (TEL.06-7632-6150)

スタンダード市場への選択申請の決定に関するお知らせ

当社は令和5年8月10日開催の取締役会において、令和5年4月1日施行の東京証券取引所の規則改正に伴い、直近のプライム市場の上場維持基準の適合状況や当社を取り巻く事業環境等を総合的に勘案した結果、スタンダード市場へ選択申請することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 各市場における上場維持基準への適合状況

令和5年3月31日時点において、プライム市場並びにスタンダード市場への適合状況 は以下のとおりであり、いずれの市場の上場維持基準にもすべて適合しております。

【プライム市場における上場維持基準への適合状況:令和5年3月31日時点】

	株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株式 比率 (%)	1日平均 売買代金 (億円)	純資産額 (億円)
当社の状況	6,863	63,855	121	56.6	0.27	265
プライム市場 上場維持基準	800	20,000	100	35	0.2	正
適合状況	0	0	0	0	0	0

- ※ 令和5年3月31日時点の適合状況は東京証券取引所が把握している当社の株主分布状 況等をもとに算出を行ったものです。
- ※ 1日平均売買代金は、令和4年1月から12月までの売買高により算出しております。

【スタンダード市場における上場維持基準への適合状況:令和5年3月31日時点】

	株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株式 比率 (%)	月平均 売買高 (単位)	純資産額 (億円)
当社の状況	6,863	63,855	121	56.6	2,375	265
スタンダード市場 上場維持基準	400	2,000	10	25	10	正
適合状況	0	0	0	0	0	0

- ※ 令和5年3月31日時点の適合状況は東京証券取引所が把握している当社の株主分布状 況等をもとに算出を行ったものです。
- ※ 月平均売買高は、令和5年1月から6月までの売買高により算出しております。

2. スタンダード市場の選択理由

(1) プライム市場上場維持基準に抵触するリスク

①流通株式時価総額

当社は令和3年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにあたり、プライム市場を選択いたしました。その後、令和4年3月には株式会社ビー・エム・エル(以下、「BML社」という。)と資本業務提携契約を締結して、同社を処分先として自己株式700,000株を第三者割当により処分するなど、同社との資本業務提携関係の強化に取り組んでおります。また、本日公表いたしました「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は株主還元の方針に基づき、より一層の株主還元を図るとともに、資本効率の向上、今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式600,000株(上限)を取得することといたしました。

また、当社は主力の臨床検査事業と調剤薬局事業が厳しい事業環境にある中、ICT事業及びゲノム事業を新たな収益基盤として確立し、事業構造の転換を進めておりますが、今後も機動的で柔軟な資本政策を推進することにより、このような取り組みを加速させていきたいと考えております。

当社は、上記「1.各市場における上場維持基準への適合状況」に記載のとおり、現時点においてプライム市場の上場維持基準に適合しておりますが、上記の当社の状況を鑑みますと、今後の資本政策によっては、当社株式の流動性が低下する可能性があり、株価の動向等によっては、上場維持基準に適合できなくなるリスクがあります。

②1 日平均売買代金

1日平均売買代金について、現時点においてはプライム市場の上場維持基準に適合して おりますが、売買代金が上場維持基準に達しない日が多く、今後の取引状況によっては、 上場維持基準に適合できなくなるリスクがあります。 上記のように、プライム市場の上場維持基準に適合できなくなるリスクを鑑みますと、スタンダード市場へ移行することにより、当社の株主や投資家が上場維持に対する不安を抱くことなく安心して当社株式を保有・売買できる環境を確保することが重要であると判断いたしました。また、スタンダード市場へ移行することにより、株主還元手段を多様化するとともに、より機動的で柔軟な資本政策を推進し、事業構造の転換を加速させていきたいと考えております。

(2) 事業環境

当社は ICT 事業及びゲノム事業を新たな収益基盤として確立し、事業構造の転換を進めておりますが、プライム市場上場維持にかかるコストや労力を踏まえると、限られた経営資源を新事業の成長を加速させるために集中的に振り向けることが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、今般、スタンダード市場への選択申請を行うことといたしました。

3. スタンダード市場への移行手続き

今後は、東京証券取引所が定めるスケジュールに基づき、市場選択申請書の提出など 所定の手続きを進めてまいります。

スタンダード市場への移行予定日は令和5年10月20日となります。この日以降、当 社株式の取引はスタンダード市場に移行し、同市場で取引が継続されます。

以上